

附属資料1. 要求水準書

信州大学松本キャンパス駐車場整備等事業

要求水準書

令和3年9月

国立大学法人 信州大学

目次

I. 総則	1
1. 要求水準書の位置付け	1
2. 事業目的	1
II. 業務全般に関する要求水準	1
1. 一般事項	1
(1) 設計	1
(2) 建設	2
(3) 維持管理	2
(4) 運営	2
2. 事業に必要と想定される根拠法令等	2
3. 参考基準等	3
4. 敷地条件	4
(1) 敷地概要	4
(2) インフラ整備状況	4
(3) 既存施設の状況	4
(4) 地盤状況	5
5. 施設等概要	5
III. 施設の設計及び建設に関する要求水準	6
1. 一般要求項目	6
(1) 基本コンセプト	6
(2) 施設の耐用期間	7
(3) 周辺環境への配慮	7
(4) 土地利用に関する基本的要件	8
(5) 災害時における対応	8
2. 施設整備における基本的要求水準	8
(1) 平面・動線計画	8
(2) 断面計画（立体駐車場）	10
(3) 内装計画（立体駐車場）	10
(4) 外装計画（立体駐車場）	10
(5) 構造計画（立体駐車場）	10
(6) 設備計画（立体駐車場）	11
(7) 駐車場管制計画（工事範囲内）	11
3. 設計に関する要求事項	12

(1) 業務	12
(2) 業務期間	12
(3) 手続き書類の提出	13
(4) 報告及び設計図書の提出	13
(5) 設計図書	13
4. 建設に関する要求事項	14
(1) 業務範囲	14
(2) 業務期間	14
(3) 業務の実施	14
IV. 維持管理業務及び運營業務に関する要求水準	16
1. 目的	16
2. 要求水準	17
3. 本事業終了後の、本学への本駐車場の明渡し	17

I. 総則

1. 要求水準書の位置付け

この要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、国立大学法人信州大学が実施する「信州大学松本キャンパス駐車場整備等事業」（以下「本事業」という。）において、立体駐車場等の設計・建設業務及び維持管理・運営業務に関する水準を示し、本事業の入札に参加する事業者の提案に対して具体的な指針を示すものである。

2. 事業目的

国立大学法人信州大学（以下、「本学」という。）は、1949年に旧制松本高等学校、新八医科大学である旧制松本医科大学（旧松本医学専門学校）、旧制長野県立農林専門学校（旧長野県立農林専門学校）、旧制上田繊維専門学校（旧上田蚕糸専門学校）、旧制長野工業専門学校（旧長野高等工業学校）、長野師範学校等を統合してできた国立大学である。このうち松本キャンパスには人文学部、経法学部、理学部、医学部の4学部と医学部附属病院、全学教育機構などの複数の部局が混在し、多くの学生・教職員が教育・研究等の活動に従事している。これらの活動を支援するため、教育研究施設をはじめ図書館や福利施設、グラウンド、緑地、駐車場などが整備されているが、車両利用者に対して駐車場数が不足していることから松本キャンパス構内に仮設駐車場を設けており、大学構内に車両が溢れている状態となっており安全・安心な環境を確保することに苦慮している。

このことから立体駐車場の整備を行い、現在、構内にある仮設駐車場を廃止し、構内へ入構する車を削減することにより、学生、教職員及び大学利用者の交通に関する安全・安心な環境の確保を図る。

ついては、信州大学にふさわしい立体駐車場整備等事業を広く民間から自由な発想による優れた提案を求めるため総合評価落札方式を実施いたします。

II. 業務全般に関する要求水準

1. 一般事項

本事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）は、本要求水準書に示された要求水準に沿って下記に示す施設の設計、建設、維持管理、運営及びその関連業務（以下「本業務」という。）を行う。

（1）設計

- ・ 事前調査及びその関連業務
- ・ 立体駐車場及びこれに附帯する設備及び工作物（以下あわせて「立体駐車場」という。）に係る計画・設計
- ・ 既存の平面駐車場【別添資料1の工事範囲】（以下「既存平面駐車場」という。）の改変に係る計画・設計
- ・ 周辺家屋影響調査
- ・ 電波障害調査
- ・ 建設工事開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）

- ・ 地区計画の区域内における行為の届出書（フェンスも含めて届出する）
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

（２）建設

- ・ 立体駐車場の建設
- ・ 既存平面駐車場の改変
- ・ 既設ゲートの撤去及び新設（下記の要求水準によっては改修も可）
- ・ 工事監理業務
- ・ 周辺環境対応、対策
- ・ 立体駐車場及び既存平面駐車場（以下「本駐車場」という。）運用開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

（３）維持管理

- ・ 本駐車場及び周辺の維持管理（国立大学法人信州大学松本キャンパス構内駐車場維持管理・運営等業務仕様書【別添資料 7】（以下「駐車場業務仕様書」という。）を参照。）

（４）運営

- ・ 松本キャンパス構内（旭 3 丁目）の駐車場（以下「構内駐車場」）及び本駐車場の運営（駐車場業務仕様書【別添資料 7】を参照。）

2. 事業に必要と想定される根拠法令等

本業務の実施にあたっては、以下の法令等を遵守すること。

- ・ 建築基準法
- ・ 建設業法
- ・ 都市計画法
- ・ 駐車場法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 消防法
- ・ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）

- ・ 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 電気事業法
- ・ 地方自治法
- ・ 国立大学法人法
- ・ 長野県福祉のまちづくり条例
- ・ 長野県地球温暖化条例
- ・ 長野県建築基準条例
- ・ 国立大学法人信州大会計規則
- ・ 国立大学法人信州大学契約事務取扱規程
- ・ 国立大学法人信州大学工事請負契約事務取扱細則
- ・ 国立大学法人信州大学不動産管理規程
- ・ 国立大学法人信州大学不動産貸付事務細則
- ・ 信州大学諸料金規程
- ・ 国立大学法人信州大学松本キャンパス自動車等交通対策実施規程
- ・ その他関連法令、条例、関係指針等

3. 参考基準等

業務の実施にあたっては、基本的に下記基準書類の最新版を参考とすること。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部・環境課）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部・環境課）
- ・ 文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）
- ・ 建築構造設計指針
- ・ 文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）
- ・ 文部科学省電気設備工事標準図（特記基準）
- ・ 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）
- ・ 文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）
- ・ 文部科学省土木工事標準仕様書
- ・ 文部科学省土木工事施工管理要領
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 建築工事安全施工技術指針・同解説

- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）
- ・ 駐車場設計・施工指針 同解説（社団法人日本道路協会）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

4. 敷地条件

本駐車場が立地する敷地の主な前提条件は以下に示すとおりである。

（1）敷地概要

項目	概要
事業場所	長野県松本市旭2丁目（本駐車場）、旭3丁目
事業範囲の敷地面積	263,996 m ²
計画事業範囲	【別添資料1】参照
工事場所	長野県松本市旭2丁目
計画工事範囲（本駐車場）	【別添資料1】参照
工事用地面積	5,870 m ²
用途地域	第2種住居地域（※）
建ぺい率	60%
容積率	200%

- ※ 建設場所の用途地域は現在第1種中高層住居専用地域であるが、令和3年9月2日の松本市都市計画審議会にて第2種住居地域に用途変更されることが承認され、今後、松本市は地区計画の決定と同時に都市計画の決定、変更手続きに入る方針とのこと。また、地区計画に関しては、国土交通大臣の承認を経て令和3年12月の議会に議案書が提出される予定とのこと。

（2）インフラ整備状況

項目	整備状況
上水道	本管引込済。構内分岐管より取り出し可。
下水道（汚水）	引込無。本部体育器具庫（更衣室）付近にあり。
下水道（雨水）	引込無。
電気	低圧電灯引込あり。高圧は新規引込が必要。

引込取り出しについては、選定事業者にて本学各担当者へ適宜確認を行うこと。また、各項目について、選定事業者の使用量が把握可能となるよう、計量法に基づくメーターを設置し、更新すること。

（3）既存施設の状況

既存施設の状況に関しては【別添資料1】～【別添資料4】を参照のこと。

(4) 地盤状況

敷地の地盤状況に関しては事業計画地付近における地盤調査資料を添付する。【別添資料3】

なお、計画地上においての地盤調査は、契約後、選定事業者が行うものとし、支持層及び基礎構造の選定など地盤調査資料の読み取り結果に伴う選定事業者側の判断に係る一切のリスクは選定事業者側に帰属する。

施設等概要

建築面積：長野県管理地等の日影等を考慮し 3500～4000 m²程度を想定

項目		整備条件等
立体駐車場	形式	・自走式立体駐車場
	駐車台数	・760～820台 ※
	構造	・RC造、S造又はSRC造（選定事業者の提案による）
	規模	・4層5段（屋上階等に融雪設備を備える）
	駐車ます	・2.5m×5.0m以上（小型乗用車を基本とする） ・原則車止め設置あり ・駐車ます番号あり
	建物制限	必須条件参照
	付帯設備 ○エレベーター複数台 ・11人乗り ・車いす将来対応型	
既存平面駐車場	形式	・平面駐車場（立体駐車場建設に伴う改変工事）
	駐車台数	・50～150台 ※
必須条件	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第6項の規定にかかわらず、自動車車庫で床面積の合計が300m²を超えるもの又は3階以上の部分にあるものは建築することができる。ただし、旭2丁目の本学敷地全体における自動車車庫は床面積の合計が20,000m²以内のものとする。 ・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。 ・建築物の高さの最高限度は15mとする。（建築基準法による高さの算定） ・自動車車庫には各階の床面からの高さが1.2m以上の外壁を設けること。また隣地境界線から5m以内に設ける外壁は、各階の床面からの高さが1.8m以上のものとし、車両の灯火の光を遮る壁その他これに類するものとする。 ・外壁は、遮音上有効な機能を有するものとし、点検用や非常用のものを除き、開口部を設けないこと。 ・多層式の駐車場においては、スロープの勾配に配慮すること。またタイヤの走 	

	<p>行音を生じにくい床材とし、グレーチングについては騒音の発生を考慮し、周辺の状況に配慮した位置に設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣地境界線側には植栽又はさくを設けること。 ・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から水平距離が5 m以下の隣地境界線側においては遮音上有効な機能を有するものとする。 ・敷地内へ入庫する発券機・精算機等の前に4.5 m以上の駐車待ちスペースを確保すること。 ・その他松本都市計画の地区計画において地区整備計画に定められた事項を遵守すること <p>※表の駐車台数については規模の目安であるが、立体駐車場及び既存平面駐車場の駐車台数は、合算で820台以上を確保するものとする。</p>
--	--

Ⅲ. 施設の設計及び建設に関する要求水準

1. 一般要求項目

(1) 基本コンセプト

1) 他施設との連携

本学施設の一部として、本学建物や他駐車場等との連携に配慮するとともに、歩行者動線及び車両動線の円滑な処理が可能な施設とすること。

2) 安全快適性、バリアフリーへの配慮

- ・満車、空車情報の表示（部分空車招き表示含む）等を含め、利用に際し、入出構待ちの車両が滞留しないよう駐車しやすく動線がわかりやすい駐車場とすること。
- ・火災や自然災害に対し、十分な安全性が確保できる構造と設備を採用すること。
- ・降雪時の利用の安全性に十分配慮すること。
- ・本駐車場の設備に不具合が生じた場合の対処等について明確にし、利用者の利便性の向上と安全を図ること。
- ・本学施設の附属施設としての役割を理解し、ユニバーサルデザインやバリアフリー等に配慮した施設とすること。
- ・将来メンテナンス作業等における安全を確保できるよう配慮すること。

3) 景観への配慮

- ・松本市景観計画における景観形成基準を遵守すること。
- ・自然景観に調和し、大学全体の統一感に配慮した施設とすること。
- ・大学敷地外の周辺住民等から見た景観が圧迫感を与えないよう配慮をすること。

4) 地球環境に配慮した、経済的な施設づくり

- ・ ライフサイクルコスト (LCC) の低減を図ることはもとより、本事業終了後の維持管理業務にも配慮した仕様、工法の検討を行うこと。
- ・ 本駐車場の設計・建設及び維持管理の計画並びに実施においてはエネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年法律第49号) に示されたエネルギー使用の効率に関する基準を積極的に参照することをはじめ、建物のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化や国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号、いわゆるグリーン購入法) に基づく環境物品等の調達に努めるなど、地球環境保護への配慮を示すこと。なお、本学では、温室効果ガス等 (国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第2条1項) の削減に取り組んでいる。
- ・ 環境省が公表している電気事業者別排出係数のうち令和2年度の調整後排出係数の低い電力について使用に努めること。
- ・ 普通・急速充電器等の次世代自動車に配慮した設備を設置し有料等にて提供してもよい。

(2) 施設の耐用期間

1) 長期使用可能性

- ・ 長期にわたり使用可能な耐用性を備えた施設の整備を目指すこと。また、事業期間終了後の施設の継続使用を考慮した施設を整備すること。

2) 長期修繕計画

- ・ 本駐車場の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく施設の設計、材料の選択等を行うこと。
- ・ 個々の部位、部材、設備等の耐用年数については、法定耐用年数の倍程度の性能を求める。

(3) 周辺環境への配慮

1) 工事中

- ・ 騒音、振動、異臭、粉塵飛散、搬出入等の工事車両の交通障害等、周辺環境への影響低減に十分留意する。また、建設機械等は低騒音型・低振動型・排出ガス対策型を使用すること。

2) 施設供用時

- ・ 本駐車場を利用する自動車等による騒音 (旋回時のスリップ音含む)、排出ガス、ヘッドライト及び照明 (外灯含む) の光害等の公害対策、喫煙、火気使用、ゴミ捨て、駐車以外の目的利用、敷地外への投棄、覗き込み、通り抜け等の禁止事項対策等、本学及び周辺環境への影響がないように十分留意し、必要な対策を施すこと。また、経年により対策効果が下がらないよう維持管理及び修繕すること。

(4) 土地利用に関する基本的要件

1) 敷地条件

- ・ 敷地の状況を十分に把握し、現況に配慮した計画とすること。
- ・ 現況敷地の雨水等の排水機能を損なわないように工夫し、周辺に対する雨水及び土砂流入などの発生がないよう配慮すること。
- ・ 周辺住宅に配慮し、立体駐車場は東と南側敷地境界から可能な限り離隔距離を確保して配置すること。
- ・ 工事期間中も含め、グリーンフィールドの利用者が通行できるよう配慮すること。
- ・ 提案等による工事範囲外への機器設置等を妨げない。ただし、本学の承諾を得ること。

2) 出入口

- ・ II. 5. 施設等概要に示す駐車台数の車両の出入りが円滑に行えるよう配慮した計画とする。現在の出勤時の状況を事前に確認して比較できること。
- ・ 立体駐車場に満空表示を設置すること。
- ・ 非常時において、立体駐車場から西側国道143号旭町交差点まで車両が通行できるよう西側グラウンドの北側等に舗装された通路(幅4m以上)を整備すること。なお、通常時は通行できないよう錠前を付けられるバリカー等を設置すること。

(5) 災害時における対応

1) 耐震性の確保

- ・ 大規模災害に対し十分安全が確保できる構造を採用すること。(構造体における耐震安全性の分類は「構造体Ⅱ類」とする。)

2. 施設整備における基本的要求水準

(1) 平面・動線計画

1) 基本的要件

- ・ 本駐車場の特性を十分に理解し、機能性、利便性及び安全性を重視した平面計画とすること。
- ・ 自動車動線と利用者歩行動線、さらに管理動線の交錯が少なく、安全かつ効率のよい利用、管理及び警備が可能な動線計画とすること。
- ・ 立体駐車場と既存平面駐車場の境界部分における、車両のスムーズな移動と安全に配慮した計画とすること。
- ・ 安全性及び防犯性の観点から、施設内外において見通しを良くし、人と車両の動線上において死角をなくす対策を実施するとともに照明計画・防犯計画に配慮すること。
- ・ 使用材料等を考慮し、車路、駐車ますを含め、全体的に振動及び騒音を極力抑制し、維持すること。
- ・ 垂直積雪量・積雪荷重・凍結深度は、松本市 HPで確認すること。

2) 駐車ます

- 立体駐車場の駐車台数の規模は、Ⅱ. 5. 施設等概要 による。既存平面駐車場をできるだけ活用した効率的な規模とすること。
- 駐車ますの大きさは、原則、普通乗用車用として有効で幅員 2.5m×長さ 5.0m以上とする。但し、立体駐車場の構造上の制約が生ずるスペースの有効活用を目的とする場合に限り、軽自動車専用の駐車ますとして、有効で幅員 2.3m×長さ 4.0m以上の駐車ますを最小限（全駐車台数の1割以下）配置することを認める。
- 入車路と出車路が対向するような袋小路的な配置はできる限り避け、やむを得ず設ける場合は十分な転回スペースを確保すること。
- 交通に支障が無いかぎり車止めを設置し、白線を引くこと。また、不要な既設の白線を消すこと。
- 立体駐車場においては、車両が落下しないよう対策を施すこと。

3) 車路

- 車路の幅員及び勾配は駐車場法に準じるものとし、安全に走行でき、かつ無理なく駐車できる寸法とすること。
- 原則として、一方通行とすることが望ましいが、やむを得ない場合は相互通行の部分を極力短くすること。
- 通行方向が分かるよう白線等による矢印や看板等を設置すること。

4) 車両出入口

- 通勤時間帯において入場待ち車両の滞留による周辺交通への影響が発生しないよう計画すること。
- スロープ部、屋上通路部については、積雪及び凍結を考慮し、融雪設備を施し、かつ滑りにくい仕上げとすること。
- 故障・事故等により出入口が使用できなくなった場合の対策を備えること。

5) 歩行者通路・出入口

- 歩行者通路は自動車動線との交錯を極力少なくし、安全で円滑な動線とすること。
- 歩行者の施設への安全な誘導に配慮し、かつ本学等への歩行者動線を確保すること。
- 建物外部から屋内への歩行者出入口にスロープを設ける場合は、融雪設備を施し、かつ滑りにくい仕上げとすること。

6) 既存施設との関係

- 計画地には提供図面【別添資料4】に示す地下埋設物が存在することから、それらに支障をきたさない施設整備を基本とすること。
- 地下埋設物の移設等が生じた場合は、一時的な機能停止が生じない範囲で代替施設を確保した上で移設を行うものとする。また、移設工事、その他関連する工事の費用は全て選定事業者の負担とする。

(2) 断面計画 (立体駐車場)

- ・有効高さは車路で2.5m以上、駐車ますで2.3m以上とすること。
- ・定められた建物の高さを満たした上で、設備配管や更新に備え、無理のない階高設定とすること。
- ・雪の吹き込みによる凍結の対策に対応しつつも、自然採光や自然通風をできる限り確保し、閉塞感のない開放的な断面構成に努めること。
- ・出入口は、高齢者や身障者等を含むすべての人の出入りに支障のないよう段差の解消に努めること。

(3) 内装計画 (立体駐車場)

- ・カーブミラー、室内誘導、満車・空車情報、フロア案内、他施設へのルート案内、禁止事項等、必要なサインを適切に設置し、安全性及び利便性を高めること。
- ・仕上げ材については、用途及び使用頻度、各材料の特性を把握した上で、防汚性やメンテナンス等維持管理面にも配慮して最適の組み合わせを選ぶよう努めること。
- ・材料は、アスベスト、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物等の化学物質を含むものは使用しないとともに、関連法規を遵守したものとし、改修時、解体時における環境汚染防止に配慮すること。
- ・色彩については、本駐車場に相応しい清潔感があるものとし、落ち着いた色彩環境の創造に努めること。

(4) 外装計画 (立体駐車場)

- ・外観デザインについては、本学建物及び周辺環境との調和を図るよう努めること。
- ・仕上げについては、本学建物及び周辺環境の景観に相応しい材料を選定し、メンテナンス等維持管理面に配慮すること。
色彩については、自然で落ち着いた色合いで、本学建物及び周辺環境の景観に適したものとすること。
外観の色彩については、外壁等の施工前に、原寸のサンプルを複数作成し、モックアップにより本学の承諾を得る。
- ・本学施設や周辺環境との調和、本駐車場周辺の通路からの見え方など景観に配慮すること。
- ・周辺への影響（視線、投棄等）を配慮した対策を施すこと。

(5) 構造計画 (立体駐車場)

- ・関係法令や指針等を遵守し、安全性や機能性の確保かつ経済性に配慮した計画を行うこと。
- ・使用材料等を考慮し、車路、駐車ますを含め、施設全体の振動、騒音を極力抑制すること。
- ・地震等に対する保有耐力を十分に見込み、制震構造を採用するなど、大地震後も構造体の補修を行うことなく使用できることを目標とし、人命の安全確保及び機能確保を図るものとする。なお、本事業で整備する立体駐車場施設の構造体における耐震安全性の分類は、「構造体Ⅱ類」とすること。
- ・基礎については、敷地や地盤の状況を十分に把握した上で、安全性及び経済性に配慮した計画を行うものとし、計画地の地質の特性を踏まえ、災害時の立体駐車場の機能維持に必要な対策を講じる（駐車

場通路と立体駐車場出入口に著しい段差が発生しない対策など)。

(6) 設備計画 (立体駐車場)

- ・ 設備更新やメンテナンスの容易性を考慮した計画とすること。
- ・ ライフサイクルコストの観点から、長期間にわたる維持管理コストの低減が図れる設備計画とすること。
- ・ 風雪水害や落雷、断水、停電、火災等の災害対策を考慮した設備計画とすること。
- ・ 各設備、防犯・防災関係の警報・自動監視は迅速に対応できるシステムとすること。
- ・ 必要に応じ監視カメラ、録画用ハードディスクなどのセキュリティ設備を設置し、防犯性を確保すること。
- ・ 各種機器や配管ダクト類等は、地震時の転倒防止、防震等に配慮し、適切な耐震対策を施すこと。
- ・ 設備システムについては、外部熱負荷の積極的な低減やエネルギー・資源の有効利用の面から適正な機器を選定し、運転抑制やメンテナンスが容易でシンプルな構造とすること。
- ・ 照明計画については、人感センサー等を用いて安全性、防犯性を考慮する。また、省エネルギー、周辺に対する防犯対策や光害の影響を考慮した点灯・消灯を行うこと。
- ・ 降雪時にも利用できるよう、屋上階およびスロープには融雪装置を設置すること。
- ・ 昇降機 (11人乗り 車いす将来対応型 60m/s) を複数台設置すること。
- ・ 利用者の安全面に配慮して、必要な箇所に車両及び人に対して適宜有効な転落防止等の措置を講ずること。
- ・ 設備の設置に伴う、既存施設側の設備内容 (キュービクル) などを改変する必要が生じた場合の費用はすべて選定事業者の負担とすること。
- ・ 各種設備等について耐用年数を考慮し、支障がないよう業務期間内に更新を行うこと。
- ・ 消防用設備、消防水利は消防法及び関連条例を遵守するほか、所轄消防本部との綿密な協議に基づき、周辺建物の安全にも十分配慮した計画とすること。
- ・ 運營業務等において必要な場合、トイレ等の衛生設備を設置してもよい。

(7) 駐車場管制計画 (工事範囲内)

- ・ 風雪水害や落雷、断水、停電、火災等の災害対策を考慮した設備計画とすること。
- ・ 防犯・防災関係の警報・自動監視には対応できるシステムとすること。
- ・ 出入口ゲートは、選定事業者の計画によって適切な位置に円滑な入出構ができるシステムにて原則として新設するものとすること。ただし、選定事業者が要求水準を満たすと判断し、保証できる場合は既設設備を改修して使用することを妨げない。
- ・ 工事範囲外の別敷地等、不適切なルートへ車が通り抜けられないよう対策を施すこと。
- ・ 出庫注意灯は、利用者の利便性に配慮し、適切な場所に設置すること。
- ・ 上階への昇降スロープを設置する場合は、利用者の利便性に配慮し、立体駐車場の適切な場所に階層別満空表示を設置すること。

- ・ 有人管理を行わない夜間において、利用者及び周辺住民からの苦情・クレーム等に対応するため、苦情等を確実に受けられるよう、各階ごとにインターホン等を分かりやすい位置に設置すること。
- ・ 構内駐車場の利用者は構内駐車場と本駐車場を利用できることとし、本駐車場の利用者は本駐車場のみを利用できることとする。
- ・ 月極の定期利用者の他に、1回利用のみの臨時利用者も利用できること。なお、現在は臨時利用者には磁気カードを配布し回収している。(別添資料7、8 参照)
- ・ 本学が免除した者以外の臨時利用者については、所定の入構料金を徴収すること(別添資料7参照)
- ・ 立体駐車場整備後に構内駐車場から本駐車場へ移行した利用者について移行設定すること。なお、本駐車場への入出構の方法は、現在使用している入構許可証(RFIDカード)を使用してもよい。(別添資料7、8 参照)

(8) 外構

- ・ 雨水排水は、浸透側溝及び浸透枡を必要数設置する等、均等に排水できるようにすること。
- ・ 東及び南側の隣地境界線側に、遮音性能を有する柵等を設置する。ただし、工事範囲の南東角部(フェンス外側)において、周辺住民との協議、了解のうえ隣地の柵・外壁まで柵等を設けること。
- ・ 工事範囲の全ての草木(既存フェンス外側を含む)は伐採や抜根等を行い、工事範囲から周辺敷地へ草木が伸びないよう対策を行うこと。
- ・ 工事範囲において、フェンス(コンクリート壁含む)、分電盤2面、既設ゲート(制御盤、基礎等含む、撤去後は車道として使用できるよう整備する。)、車止め、外灯及び外灯の仮設配線配管(路面上)を撤去すること。なお、選定事業者の保証の範囲で再利用してもよい。また、外灯の灯具(パナソニック製NNY22690LE9、2020年設置)を再利用しない場合は本学に返却すること。
- ・ 事業範囲のうち工事範囲外の草木は、工事に影響がないよう剪定すること。

3. 設計に関する要求事項

(1) 業務

- ・ 選定事業者は業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。
- ・ 業務の詳細及び当該工事の範囲について、本学と連絡を取り、かつ十分に打合わせをして業務の目的を達成しなければならない。
- ・ 業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに本学に設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打合わせをしなければならない。
- ・ 設計図書の表記方法については、本学と協議すること。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、事業の全体スケジュールに整合させ、選定事業者が計画する。具体的な設計期間については、選定事業者の提案に基づき事業契約書において定めること。

(3) 手続き書類の提出

1) 選定事業者は業務に着手するときは、次の書類を提出して本学の承諾を受けること。

- ・ 業務着手届、監理技術者届、担当・協力技術者届

2) 業務が完了したときは、設計業務完了届を提出するものとする。

(4) 報告及び設計図書の提出

- ・ 選定事業者は業務の遂行に必要と考える調査を行い、設計を進めるにあたっての工程表、体制等を記載した設計計画書を本学に提出する。
- ・ 選定事業者は、定期的に本学に対して設計業務の進捗状況の説明を行う。また、基本設計及び実施設計の完了時に、設計図書等を本学に提出し、その内容について確認を受けること。
- ・ 建築基準法に基づく適合証明書交付申請及び計画通知申請を行う際には、申請前に本学に事前説明を行い、確認取得時には本学にその旨の報告を行うこと。

(5) 設計図書

本事業における選定事業者が提出する書類・図面等を下表に示す。なお、下表の図書は選定事業者の提案施設によっては必要のないものも含まれる。

項目	提出書類
設計業務着手時提出書類	設計業務着手届、主任技術者届、担当・協力技術者届
設計業務完了時提出書類	設計業務完了届
基本設計図書	基本設計説明書 基本図（配置図、平面図、立面図、断面図、面積表、仕上表） 官公庁打合せ録 周辺対策検討書（必要な電波障害机上検討、日影図、公害対策、禁止事項対策等） その他必要図面 模型（外観及び内観パース及び立体駐車場と周辺既存建物を含む周辺施設との関連性が確認できる模型（縮尺300分の1程度））
実施設計図書	
設計書類	構造計算書、設備計算書、雨水排水流量計算書、地盤調査報告書、官公庁打合せ録
工事内訳書	工種毎数量計算表（建築数量積算基準解説（建築積算研究会））
図面（建築等）	特記仕様書、図面リスト、案内図、面積表、配置図、仕上表、平面図、伏図、立面図、断面図、矩計図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、日影図、外構図、工程図、その他必要図面
図面（構造）	特記仕様書、図面リスト、標準図、土質柱状図、各階伏図、軸組図、杭

	リスト、基礎リスト、梁リスト、小梁リスト、壁リスト、スラブリスト、継手リスト、各部詳細図、その他必要図面
図面（電気）	特記仕様書、図面リスト、屋外配線図、単線結線図及び平面図、電灯、電力・弱電幹線系統図、盤結線図、電灯・コンセント平面図、照明器具表（または姿図）、動力・弱電平面図、火災報知、防災関係図、避雷針、その他必要図面
図面（空調）	特記仕様書、図面リスト、屋外配管図、機器明細表、配管系統図、ダクト系統図、機械室平面図・断面図、各階配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、排煙設備関係図、部分詳細図、機器詳細参考図（特注品）、自動監視系統図、監視回路図、監視機器表、その他必要図面
図面（給排水衛生）	特記仕様書、屋外配管図、機器及び器具表、配管系統図、各階配管平面図、詳細図（便所等）、屋外設備図、その他必要図面
図面（消火設備）	特記仕様書、消火設備系統図、消火設備平面図、その他必要図面
図面（駐車管制）	特記仕様書、駐車管制平面図、管制系統図、ゲート・精算機・満空表示・監視カメラ等各詳細図、その他必要図面
図面（昇降機）	特記仕様書、昇降路平面図、昇降路断面図、その他必要図面
備品リスト	工事に伴う備品リスト（消火器等も含む）
確認申請及び許可書	

4. 建設に関する要求事項

（１）業務範囲

選定事業者は、自ら企画・設計した内容に基づき、本駐車場の建設工事及び工事監理を行う。

（２）業務期間

建設業務の期間は、本事業の全体スケジュールに整合させ、選定事業者が計画する。具体的な建設期間については、選定事業者の提案に基づき事業契約書において定める。

なお、本駐車場の運用開始予定日は以下のとおりである。

- ・ 令和5年4月1日

（上記の日程については松本市からの計画通知の期間により変更となる可能性があり、変更があった場合は、随時本学と協議を行うものとする。）

（３）業務の実施

1) 安全対策

- ・ 工事中は、現場内の事故等災害の発生の防止に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が波及しないよう、現場周囲に仮囲いを設け、万全の対策を行うこと。

- ・ 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況について把握した上で、事前に道路管理者、警察等と打合せを行い、運転速度や誘導員の配置、工事案内看板の設置や道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。
- ・ 構内の教職員、学生、周辺住民、工事関係者の安全確保に十分配慮すること。

2) 環境対策

- ・ 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について、周辺住民への説明、十分な予測と状況把握及び対策を行うこと。また、周辺住民の許可を得られる場合は、隣地等の事前確認を行うこと。
- ・ 周辺地域に万一これらの悪影響が発生した場合は、選定事業者の責において処理すること。

3) 既存環境の保護

- ・ 隣接する施設や道路、本学の既存環境に損傷を与えないよう注意し、工事期間中に汚損、破損等が発生した場合の補修及び補償は、選定事業者の負担において行うこと。
- ・ 工事に際しては、敷地内の法面の保護に努めること。
- ・ 工事により、水枯れ等の被害が発生しないよう留意し、万一発生した場合には選定事業者の責において対応を行うこと。

4) 住民対応

- ・ 工事に先立ち、周辺影響調査を行い、住居との適切な離隔、工事の円滑な進行と安全を確保すること。
- ・ 工事の振動等による周辺住居への影響調査及び補償等について工事前に調整すること。
- ・ 工事中は周辺の地域住民その他からの苦情が発生しないように注意するとともに、万一、発生した苦情その他については、選定事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理を行うこと。

5) 工事監理業務

- ・ 工事監理は、建築基準法及び建築士法に規定する建築士により行うこととし、関係法令に基づいて、業務を遂行すること。
- ・ 業務の詳細及び当該工事の範囲について、本学と十分な打合せをして業務の目的を達成すること。
- ・ 業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに本学に工事監理業務内容を適切に報告し、十分な打合せをすること。
- ・ 選定事業者は、建設工事着手前に工事監理計画書を作成し、工事監理体制、工事監理者選任届、工事監理業務着手届と共に本学に提出して承諾を得ること。
- ・ 監理技術者は、建築工事に専任で配置すること。
- ・ 工事監理委託業務は「民間（旧四会）連合協定建築監理業務委託契約約款」によることとし、その業務内容は「民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とすること。
- ・ 工事監理者は、作成した月報及び監理報告書を翌月選定事業者に提出し、選定事業者はこれを本学に提

出すること。

6) 施工管理

- 各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って工事を実施すること。
- 工程については、無理のない合理的な施工計画に基づき、要求性能が確実に実現されるよう管理する。
- 建設工事着手前に詳細工程表を含む施工計画書を作成し、本学の承諾を得る。本学は必要があると認める場合、選定事業者に対し、計画の修正を要求することができる。
- 選定事業者は、本学に対し定期的に工事施工管理状況の報告を行う。本学から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- 本学は必要に応じて現場状況及び施工進捗の確認を行うことができることとし、選定事業者は本学から施工状況について説明を求められたときには速やかに回答すること。
- 事業計画地の周辺等において、本学が別途発注する施工上密接に関連する工事等がある場合は、工程等の調整を十分に行い、工事全体について円滑な施工に努めると共に、可能な範囲でこれに協力すること。
- 工事用の電力、電話、給水及び排水は、選定事業者において手続きの上設置し、その設置費用及び使用料は選定事業者の負担とすること。
- 工事完成時には、施工記録に関する書類を作成し本学に提出すること。
- 建設発生土の処分については、法令等に定められた方法により適切に処理、処分すること。

7) 廃棄物の処理及び再利用について

- 建設工事期間中に発生した廃棄物等については、適用法令等を遵守し適切に処理、処分すること。
- 工事により発生する廃材等について、再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。

8) その他

- 本事業は、地球環境への配慮を重視することから、可能な範囲内で透水性の高い素材やリサイクル材、自然素材の使用に努めること。
- 工程については、無理のない堅実な工事計画とし、要求される性能が確実に実施されるよう管理すること。
- 建設工事が完了した後、完成図書（本章 3.（3）参照）を本学に提出し、その内容について確認を受けること。

IV. 維持管理業務及び運營業務に関する要求水準

1. 目的

選定事業者は、施設運用開始から事業期間終了までの間、本駐車場が本要求水準書に定められた所要の性能及び機能を維持し、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、必要な維持管理・運營業務を行うもの

とする。なお、業務の対象となる施設は以下のとおりである。

【業務の対象施設】

- ・ 立体駐車場及び既設平面駐車場（旭2丁目）
- ・ 松本キャンパス構内駐車場（旭3丁目）
- ・ 前記各施設に附帯する設備及び工作物

2. 要求水準

- ・ 選定事業者は、「別添資料7.国立大学法人信州大学松本キャンパス構内駐車場維持管理・運営等業務仕様書」に沿って業務を行うものとする。なお、事業範囲内において、業務効率化のための工事や設備設置を妨げないものとする。

3. 本事業終了後の、本学への本駐車場の明渡し

選定事業者は、本事業終了後速やかに、本学に、本駐車場を無償で明け渡す。その場合、選定事業者は、本駐車場について、本学が引き続き運営することを前提として、通常使用するに支障のない状態にて引渡すこととする。

<別添資料>

別添資料1.松本キャンパス配置図

別添資料2.第1運動場東職員駐車場測量業務

別添資料3.第1運動場東職員駐車場地盤調査

別添資料4.関連工事資料 一式

別添資料5.国立大学法人信州大学松本キャンパス自動車等交通対策実施規程

別添資料6.信州大学諸料金規程（令和3年2月26日令和2年度規程）

別添資料7.国立大学法人信州大学松本キャンパス構内駐車場維持管理・運営等業務仕様書

別添資料8.入構許可証に関する事項